

人とペットの災害時行動マニュアル

令和 7 年 4 月
宮崎県福祉保健部衛生管理課
(令和 7 月 4 月 1 日初版)

目次

第1章 総論

- I 趣旨・目的
- II 用語の定義
- III 被災動物救護
- IV 県、市町村、その他関係機関、飼い主等の役割

第2章 平常時の対策

- I 飼い主
- II 市町村
- III 県
- IV 獣医師会
- V 動物愛護推進員・ボランティア等

第3章 災害発生時の活動

- I 発生直後
- II 避難開始
- III 避難初期
- IV 避難中期（救護活動時期）
- V 避難後期～復興時期
- VI 終息

第4章 その他

- I 緊急連絡体制
- II 参考資料
 - 1 ペットと一緒に 災害対策と避難（宮崎県作成）
 - 2 新潟県 HP ペット同行避難所運営マニュアル

第1章 総論

I 趣旨・目的

本マニュアルは、宮崎県における大規模災害の発生に備え、平常時及び大規模災害発生時における県の役割と県が各機関へ求める内容を整理するとともに、発災時に宮崎県動物救護本部設置要綱に基づき救護本部が設置された際の対応内容（ペットと飼い主の同行避難や避難生活及び被災動物の保護、救護活動等）が迅速かつ円滑に実施されることを目的としたものである。

II 用語の定義

1 災害

災害とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める自然現象等により生じる被害を指す。特に、このマニュアルにおいては、原則として宮崎県地域防災計画に基づき宮崎県災害対策本部が設置される災害とする。

2 ペット

このマニュアルにおけるペットとは、原則、飼養されている犬猫及びケージ飼育が可能な小動物とする。

3 「自助」、「共助」、「公助」

「自助」とは、自分で自分自身（家族を含む）の身を助けること。他人に依頼せず、自らの力でことを成し遂げること。

「共助」とは、地域やコミュニティ等で互いに力を合わせて助け合うこと。

「公助」とは、行政機関などの公的機関が支援すること。

4 同行避難

同行避難とは、災害発生時に、飼い主が飼養しているペットと同行し、指定緊急避難場所等まで避難すること。（ペットと共に移動を行う避難行動を指し、避難所等において飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではない。）

5 同伴避難

同伴避難とは、被災者が避難所でペットを飼養管理すること。ただし、避難所等で飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではなく、ペットの飼養環境は避難所毎で異なる。

6 獣医師会、公衆衛生センター、ペット支援協

それぞれ「一般社団法人宮崎県獣医師会」、「一般財団法人宮崎県公衆衛生センター」、「ペット災害支援協議会」をさす。

7 設置要綱、実施要領

それぞれ「宮崎県動物救護本部設置要綱」「宮崎県動物救護本部実施要領」をさす。

8 動愛法

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）をさす。

9 特定動物

動愛法第 25 条の 2 に規定する特定動物とする。

Ⅲ 被災動物救護

1 基本的な組織及び運営

宮崎県における大規模災害の発生時、宮崎県地域防災計画に基づき宮崎県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置された場合は、宮崎県福祉保健部衛生管理課と一般社団法人宮崎県獣医師会は、設置要綱・実施要領に基づき、必要に応じて宮崎県動物救護本部（以下「救護本部」という。）を設置し、関係機関との連絡調整、動物救護施設等の設置・管理、運営の支援等を行う。

また、救護本部は、国や他の自治体、獣医師会、公衆衛生センター、ペット支援協等の機関と連携・協力して、被災地域の動物救護等を実施・支援するための総合的な業務を行う。

あわせて、救護本部は被災地を管轄する保健所等毎に現地動物救護対策本部（以下「現地対策本部」という。）を設置する。

2 対象地域

被災動物救護の対象地域は、救護本部が被災動物の救護が必要だと判断した地域（宮崎市を含む）とする。また、災害時の規模、被害の状況に応じて宮崎県災害対策本部と協議し、対象地域を加除する。

3 対象動物

被災動物のうち救護対象動物は、原則、対象地域内の家庭等で飼養され、飼養者と同行避難したペット又は対象地域内に放置された負傷ペットとする。

4 経費等

被災動物救護に要する経費等は次のとおりとする。

- （１）経費、物資等は、特別な場合を除き被災動物救護の目的で寄付された義援金又は物資をもって充てる。
- （２）被災動物救護対策終了後、過不足が生じた経費、物資等については、救護本部が関係機関と協議して、その取扱いを決める。

IV 県、市町村、その他関係機関、飼い主等の役割

1 飼い主

災害発生時には、ペットの安全は飼い主自らが守る「自助」が基本となるため、飼い主は、日頃より「自助」の意識を持ち、ペットの安全の確保に努めるとともに、ペットが人の生命、身体、若しくは財産に害を加えることのないように努める。

2 市町村

各市町村は、飼い主とペットの家族的関係が深まった現代の日本社会では、ペットが、飼い主の避難行動や避難後の環境選択に重要な影響をもたらす存在となっていることを認識し、地域防災計画に災害時におけるペットの取扱いについて明記するとともに、災害発生時に、飼い主による同行避難や避難所での適切な飼養管理が行われるよう平常時から飼い主に対する広報や啓発を行う。また、ペットを飼っていない家庭に対しても、避難所にペットが同行してくる可能性があることを周知する。さらに、災害時の避難所運営マニュアル等について、避難所等でのペットの受け入れやスペース（避難所等において、同行避難したペットを飼養管理する場所）の設置、飼養管理方法等の内容を盛り込んだ体制を整備し、事前にペットの受け入れ可能な避難所について住民に周知を行う。

救護本部が動物救護施設の設置が必要と判断した場合には、県に対し設置場所を提供するなど、設置に協力するとともに、動物救護施設の運営を行う。

3 県

県は、災害に対する備えや災害発生時の対応について、飼い主への普及啓発を行うと共に、市町村に対して、住民への広報や啓発活動の実施、ペットの同行避難が可能な避難所等の設置、同行避難のルール化の検討等を要請する。

災害発生時には、被災の状況を踏まえ、被災者の救護、支援から、ペットに関する対応に係る支援を国に対して要求するとともに、救護本部の設置、運営を行う。また避難所と救護本部との連絡調整及び動物救護施設の設置を行う。

動物取扱業者や特定動物飼育施設に対しては、災害に備えた動物の健康保持や人の生命、財産等に対する侵害の防止対策等を講じるよう啓発・指導を行う。また、特定動物が逸走した場合には、警察等の関係機関と協力し対応する。

4 関係機関

(1) 九州・山口 9 県

九州・山口の 9 県は、「九州・山口 9 県災害時愛護動物救護応援協定」（平成 25 年 10 月 22 日締結）（以下「九山応援協定」という。）に基づき、災害県の動物救護支援を行う。

(2) 獣医師会

獣医師会は、「災害時における愛護動物の救護に関する協定書」（平成 26 年 4 月 9 日締結）に基づき、救護本部及び関係機関と協力連携し、動物用医薬品等の調達・配布、避難所や一時保護施設等での被災ペットの救護、獣医療の提供及び一時保護施設

等の運営を行う。

(3) 公衆衛生センター

公衆衛生センターは、救済基金の受入れ及び歳出入管理及び、各現地対策本部での運営補助業務を行う。

(4) ペット支援協

ペット支援協は、救護本部の要請に応じ支援を行う。

(5) その他の関係機関等（動物愛護推進員、動物愛護団体、ボランティア等）

動物愛護推進員、動物愛護団体及びボランティア等は、救護本部と連携し、被災動物の保護・管理や、災害終息後の管理および譲渡等について協力する。

5 動物取扱業者

動物取扱業者は、動愛法及び関連法令を遵守し、災害時における動物の健康及び安全の確保や人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止に努める。

6 特定動物飼育者

特定動物の飼い主は、動愛法及び関係法令を遵守し、災害時における動物の健康及び安全の確保や人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止に努める。

第2章 平常時の対策

災害時に行われる行政機関による支援（公助）では、人の救護が基本であることから、災害の発生当初には、ペットフードや水などの支援すら困難なことが多い。

飼い主はこうした場合であっても、ペットの安全と健康を守り、他者に迷惑をかけることなく、災害を乗り越えてペットを適正に飼養管理していく責務（自助）を負っている。このため、飼い主は日頃から災害に備えたしつけや健康管理、また逸走したときのための所有者明示等に心がける必要がある。

一方、県や市町村は、飼い主による同行避難・同伴避難に対応するため、避難所等において適正な飼養管理が行われるように飼い主に対して啓発を行っていく必要がある。また、同時に獣医師会や関係団体及びボランティア等と連携し、避難所等におけるペット受入れ体制の整備や、飼い主とはぐれたペットの保護・救護活動等に備えることも必要となる。

本章では、飼い主や自治体及び関係者の平常時の役割を定めるとともに、必要な準備について示す。

区 分	飼 い 主	市 町 村	県	獣 医 師 会	支 援 団 体 等 ボ ラ ン テ ィ ア 動 物 愛 護 推 進 員
役 割					
平常時からの備え					
生活空間や飼養場所の防災対策	◎	○	○	○	○
健康管理としつけ	◎	○	○	○	○
所有者明示	◎	○	○	○	○
避難用品及び備蓄品の準備	◎	○	○	○	○
同行避難への備え					
同行避難ルートの確認	◎	○	—	—	—
同行避難できない場合の対応	◎	○	○	○	○
同行避難訓練	◎	○	○	○	○
避難所での備え					
避難所等における受入れ体制	—	◎	○	○	○
避難所等における飼養管理体制	◎	○	○	○	○
飼養管理サポート体制	○	◎	◎	◎	○
獣医療・救護体制	—	○	○	◎	○
防災訓練	◎	◎	◎	◎	◎

◎：実行主体、○：共助・支援・助言等

I 飼い主

災害時にペットを守るのは飼い主であることから、ペットを守るためには、まず飼い主が無事である必要がある。そのために飼い主がペット防災を考えることは、ペットだけでなく飼い主自身及びその家族の災害対策を考えることに他ならない。飼い主が自らの安全を確保し、日々、適正飼養を心がけることが災害発生時の減災にもつながる。

また、飼い主は避難所等に避難する場合には、動物由来感染症等が他の避難者やペットに感染しないようにすると共に、各避難所等が定めた管理ルールを遵守する必要がある。そのため、健康面やしつけを含めた平常時からの適正飼養管理が最も有効な災害対策となる。飼い主の責任を果たす「心構え」として、次の備えを行う。

1 生活空間や飼養場所の防災対策

災害時にペットを守るためには、まず飼い主が無事でいることが前提となるため、家具の固定等地震対策を行うこと。その上で、室内ではペットが普段過ごしている場所にも配慮すること。

犬を屋外で飼養している場合は、飼養場所の周囲にブロック塀やガラス窓等、破損や倒壊するものがないか確認する。また、首輪や鎖が外れたり切れたりして逸走するおそれがないよう確認する。

2 健康管理としつけ

普段からペットの健康状態に注意し、ブラッシングで抜け毛を取るなどペットの体を清潔に保ち、予防接種やノミなどの駆除を行っておくこと。

また、避難所で他の避難者やペットに迷惑にならないように、むやみに吠えないようにする、キャリーバッグやケージに慣らしておく、飼い主以外の人間にも友好的に接する等のしつけを普段から行っておくこと。

さらに、逸走時の繁殖を防止するために不妊去勢措置を実施しておくこと。

3 ペットの所有者明示

ペットと離ればなれになる可能性を想定し、ペットが保護された際に飼い主の元に戻るように、普段から迷子札やマイクロチップを装着しておくこと。マイクロチップ装着後は、マイクロチップ情報の登録を必ず行うこと。

なお、犬の場合は狂犬病予防法に基づき鑑札と狂犬病予防注射済票を装着すること。

4 ペットのための備蓄品の確保

ライフラインの被害や避難生活に備え、必要な物資を備蓄しておき、以下の優先順位に従い携行できるように準備すること。（参考資料1）

（1）優先順位1：健康や命に係わるもの

療法食、薬、フード、水（5日分以上）、キャリーバッグやケージ（猫は必須）、予備の首輪、リード（伸びないもの）、ペットシート、排泄物処理用具、猫砂等トイレ用品、食器

（2）優先順位2：所有者やペットの情報

飼い主（所有者）の連絡先、飼い主以外の緊急連絡先・預け先、ペットの写真、ワクチン接種状況、既往症、健康状態、かかりつけの動物病院情報等

(3) 優先順位 3：ペット用品

タオル、ブラシ、ウェットティッシュ、ビニール袋（排泄物の処理等多用途に利用可能）、匂いのついたおもちゃ等の遊具、洗濯ネット（猫の保護や保定用）、ガムテープ（ケージの補修等多用途に使用可能）

5 情報収集と避難訓練及びペットの一時預け先の確保

(1) 同行避難ルートの確認

住んでいる地域の防災計画や自治体の広報誌、ウェブサイト等で災害時の避難所の所在地や避難ルートを確認しておくこと。また、避難所に同行避難する際の注意事項も、あらかじめ居住する市町村に確認しておくこと。

実際に家族で同行避難する訓練を行い、避難所までの所要時間や危険な場所、複数のルートなどをチェックしておくこと。

(2) 同行避難できない場合の対応

狩猟犬や大型犬などは、同行避難、同伴避難が困難な場合もあるため、飼い主は事前に預け先を検討・準備しておくこと。

6 家族や地域住民との連携

災害が起こったときにどうするか、家族全員で以下の項目等について話し合っておくこと。また、普段から近隣の方々と良好な関係を築けるように、飼養マナーに気を配るとともに、万が一の時にはお互いが助け合えるよう、地域の会合や避難訓練の場において、近隣や飼い主仲間と防災について話し合っておくこと。

(1) 家族間の連絡方法、集合場所

(2) 非常持ち出し袋など備蓄物資の中身と保管場所

(3) ペットの避難方法や役割分担

(4) 飼い主が留守中の災害時の対処方法

Ⅱ 市町村

各市町村の地域防災計画には、県の地域防災計画に基づき、愛護動物の救護に関する事項を明記し、災害発生時に、飼い主による同行避難や避難所での適正な飼養管理が行われるよう飼い主に啓発するとともに、平常時から受入れ体制や飼養管理方法等について整備する。また、住民に対し事前に避難場所が把握出来るようＨＰ等で公開し、広報を行う。

１ 住民への被災動物救護に関する広報・啓発

犬の飼い主に対し、犬の登録や狂犬病予防注射の実施など、狂犬病予防法の遵守を徹底するよう啓発する。また、住民に対し、災害発生時の同行避難、同伴避難について広報・啓発する。

２ ペット同行避難が可能な避難所等の設置及び避難所でのルールの整備

飼い主とペットの家族的関係が深まった現在社会において、災害発生時には、一定数の住民がペットと共に避難所に同行避難する傾向が見られる一方で、病気や障害、アレルギー等の理由で動物が身近にいる環境に耐えられない住民も避難所に身を寄せることとなる。災害発生時には、多様な市民の適切な避難行動を促し、安全・安心な避難環境を確保するために、避難所の敷地内のどこかに適切なペットの受け入れ環境を設けることは、防災、減災上、喫緊の課題である。このため、避難所運営マニュアル等を整備し、飼い主とペットの同室・同居での避難に限らず、避難所敷地内での「同伴避難」が可能なように、住民の避難所等に飼養スペースの設置を検討するとともに、適正な飼養管理のための被災動物避難所の運営に関するルール化を検討する。

仮設住宅設置に関するペットの受け入れ方針等について検討する。なお、大型犬等専用の飼育施設が必要なものについては、避難所での受入れは困難である場合が多いことから、車や自宅の安全な場所での飼養等、代替案の提示等について検討する。

さらに盲導犬や介助犬等の身体障害者補助犬は、ペットと捉えず障害者の同伴者とみなし、別個に対応する。

（１）避難所運営マニュアルに記載すべき事項

- ア 同行避難してきた飼い主情報の受付及び記録
- イ 所有者明示の確認
- ウ 飼養スペースの運営・管理方法
- エ 飼養スペースが被災していた場合の代替え措置

（２）避難所における飼養スペース

- ア 鳴き声、毛の飛散、匂い等の影響が少なく、直射日光や雨風をしのげ、物資の運搬等が避難所運営活動の妨げとならない場所として県内自治体での取り組み事例を参考にし、以下のようなスペースの活用を検討の上、避難所運営マニュアル等に事前に場所を記載しておく。

〈避難所施設内〉一般避難者の居住スペースから離れた一室（特別教室・会議室など、清掃しやすい環境）／避難所として使用しない下足場／倉庫など。

〈避難所敷地内〉一般避難者の居住スペースから離れた別棟（学校プールの更衣室、剣道場など清掃しやすい環境）／校舎間の渡り廊下／非常階段下／屋根のある駐輪場など

イ 犬や猫など動物種毎にテント等の専用設備を設けることについての検討を行う。

ウ ペットを飼育していない避難者とできるだけ導線が交差しない環境を検討する。

（３）適切な「同伴避難」環境整備

動物愛護管理行政、獣医師会、動物取扱業などの動物専門職、動物愛護推進員などとの連携に努め、各地域、避難所等の実態に即した準備を進める。

（４）避難所スターターキットの作成（参考資料２）

災害により避難所が設置されても、その現場に担当者や避難所運営マニュアル等に熟知した者がいるとは限らないため、誰もが速やかに体制を整えられるように、「最初にやるべきこと」が記載されたスターターキット（ファーストミッションボックスとも呼ばれる）の整備について検討すること。また、スターターキットの作成については、市町村及び地域関係者が連携して作成するとともに、避難訓練の際に実際に使用することで、使い方、キットのカスタマイズをすることが望ましい。

※スターターキットの目的及び特徴

ア．初期の対応に使用

イ．イラストなどと共に誰が読んでも理解できる指示が１項目ずつ簡潔に記載されていること。

（ア）カード形式では１カードに１ミッション

（イ）チェックリスト形式では、１項目に１ミッション

ウ．その場にいる人が指示されたミッションを１つずつクリアしていくことで、手順に従った業務が遂行できる。

エ．１人で同時に対応できない役割を複数抱え込むことがないように、その場にいる人々で作業を分担できる仕組みである。

３ 防災訓練

市町村や避難所単位で行われる防災訓練において、同行避難・同伴避難を行う。飼い主に避難所でのペットの反応や行動、避難所の飼養スペース、飼育環境等を確認してもらうことで、日頃からのしつけ等の必要性を啓発することができる。なお、開催にあつては、自治体、地域住民、動物関係者との連携によりペットの受入方法を含んだ訓練を進めること。

これにより、飼い主だけでなく、地域住民の理解や協力を得られるようにするとともに、災害時における動物救護に関する意識の共有を図る。

Ⅲ 県

災害発生時に、飼い主による同行避難や適正な飼養管理が行われるよう平常時から飼い主への啓発等の対策を講じるとともに同行避難者に対する避難所等での適正管理体制が整備されるよう市町村を支援する。

また、多くの動物を飼養する動物取扱業者や人への危害等が問題となる特定動物の飼養者に対する災害対策実施状況についても平常時から確認しておく。

大規模災害時には多くの支援が必要となるため、平常時から国や近隣自治体との連携をとると共に、獣医師会等の関係団体、ボランティア等との連携を図り、災害に備えておく。

1 飼い主への普及啓発

県は飼い主に対し、日々の適正飼養が減災に繋がることについて、広報や研修会等を通して以下の普及啓発を行うものとする。

- (1) 生活空間や飼養場所の防災対策
- (2) 健康管理としつけ（ワクチン接種等）
- (3) ペットの所有者明示
- (4) ペットのための備蓄品の確保
- (5) 情報収集と避難訓練
- (6) 家族や地域住民との連携
- (7) ペットの一時預け先の確保

2 市町村への事前要請

市町村に対し、以下の項目について要請するものとする。

- (1) 住民への被災動物救護に関する広報、啓発
- (2) 地域防災計画に災害時のペットの取扱いに関する位置づけ等を明記すること
- (3) ペットの同行避難が可能な避難所等の設置及び避難所でのルールの整備
- (4) 防災訓練での同行避難・同伴避難の実施
- (5) その他、被災動物救護に必要な体制の整備

3 動物取扱業者への指導

動物取扱業者に対し、以下について情報共有を行い、必要に応じて指導する。

- (1) 管轄保健所や、職員間の連絡体制の整備
- (2) 災害時対応マニュアルの作成

4 特定動物飼育者への指導

特定動物飼養者に対し、以下について啓発し、必要に応じて指導する。

- (1) 管轄保健所との連絡体制の整備
- (2) 動物の逸走時の捕獲体制の整備、動物の避難方法の確立等災害時対応マニュアルの作成

5 関係機関等との緊急連絡体制の整備

獣医師会等の関係機関との協定締結や、緊急連絡網等の連絡体制を確立する。

6 防災訓練

県は、市町村が実施する防災訓練の中に同行避難を組み込むことにより、災害発生時において迅速かつ的確な活動が行えるよう関係者の技能、資質の向上を図る。また、訓練に参加した住民の理解と協力を得られるように、日頃から災害時における動物救護に関する意識の共有を図る。

7 動物愛護推進員やボランティア確保体制の整備

(1) 動物愛護推進員・ボランティア等の育成

避難所への同行避難や同伴避難、被災動物の保護・救護活動を円滑に行うためには、市町村や関係団体等の協力だけでは成り立たず、動物愛護推進員やボランティアによる支援は不可欠である。そのため、平常時から多くの役割を担う動物愛護推進員やボランティアを育成する必要があることから「人とペットの災害対策」に特化した研修会等を実施し、ボランティア等の育成を図る。

また、社会福祉協議会やボランティア協会等とも連携できるように協議や調整を行う。

(2) 動物愛護推進員・ボランティアの登録及び連絡体制の整備

災害時の業務遂行のためには多くのボランティアが必要となることが予想される。このため、県は動物愛護推進員及びボランティアの登録を推進し、また迅速に対応するため動物愛護推進員やボランティア登録者の連絡体制を整備する。

8 必要物資の備蓄と更新

被災ペット救護に必要な物資を、みやざき動物愛護センターや動物保護管理所等のペット対策活動の拠点施設に備蓄し、適宜更新する。

また、関係機関（他自治体、団体等）との災害時の物資供給体制や輸送手段にかかる協力関係を構築する。

9 マニュアルの見直し等

定期的にマニュアルに基づく机上演習を行い、対応の検証をするとともに、見直しを行い、必要に応じてマニュアル等の改訂を行う。

IV 獣医師会

1 飼い主への普及啓発

獣医師会は、狂犬病予防注射実施の際や動物病院等を通して、鑑札・注射済票の装着義務の説明や感染症予防のためのワクチン接種、必要に応じて不妊去勢手術の実施等を啓発する。

また、県や市町村とともに災害発生時の同行避難の際には、日頃からペットのしつけ、健康管理、所有者明示等の適性飼養がそのまま減災に繋がることについて普及啓発する。

2 避難所等での獣医療提供体制の整備

(1) VMAT (Veterinary Medical Assistance Team: 災害派遣獣医療チーム) の整備

避難所等における獣医療提供に務めるため、VMAT の整備、研修等の実施及び体制を整備する。

(2) 小動物病院等での受入れ体制の整備

被災ペットの救護活動の一環として、診療可能な小動物病院での被災動物の受入れ体制を整備する。

3 防災訓練への協力

県や市町村等が行う防災訓練に連携して参加することで、被災地での獣医療の提供方法を検討し、被災ペット救護体制等を整備する。

また、飼い主に対して、日頃のしつけや健康管理等の必要性について、専門的な助言等を行う。

V 動物愛護推進員・ボランティア等

動物愛護推進員には、動物愛護管理法に基づき、愛護動物の適正飼養の啓発や自治体が行う動物愛護活動への積極的な参加等が求められている。

また、災害時についても県等が行う被災動物の保護・救護等への協力や避難所等での同行避難、同伴避難への対応、さらにペットスペースの運営サポートなど動物救護活動において、重要な役割が求められている。

現在、宮崎県に動物ボランティアとして参加している者は、日頃から「人とペットの災害対策ガイドライン」や本マニュアル等を参考に災害時対応を学ぶとともに、社会福祉協議会等でボランティア保険に加入し、災害に備えることが重要である。

さらに、災害発生時にボランティアとして参加を希望する者は、事前にボランティア保険等に加入するなどし、災害に備えることが必要である。

1 飼い主へのサポート

(1) 研修会へ参加

県等が行う飼い主に対する研修会等において、日頃のしつけや健康管理等の啓発に協力する。

(2) 地域住民への啓発

日頃から地域住民との交流の中で、動物愛護啓発を行うとともに、被災時における同行避難や避難所でのペットスペース運営について、理解と協力が得られるように意識の共有を図る。

2 防災訓練への参加

県・市町村、関係機関との連携

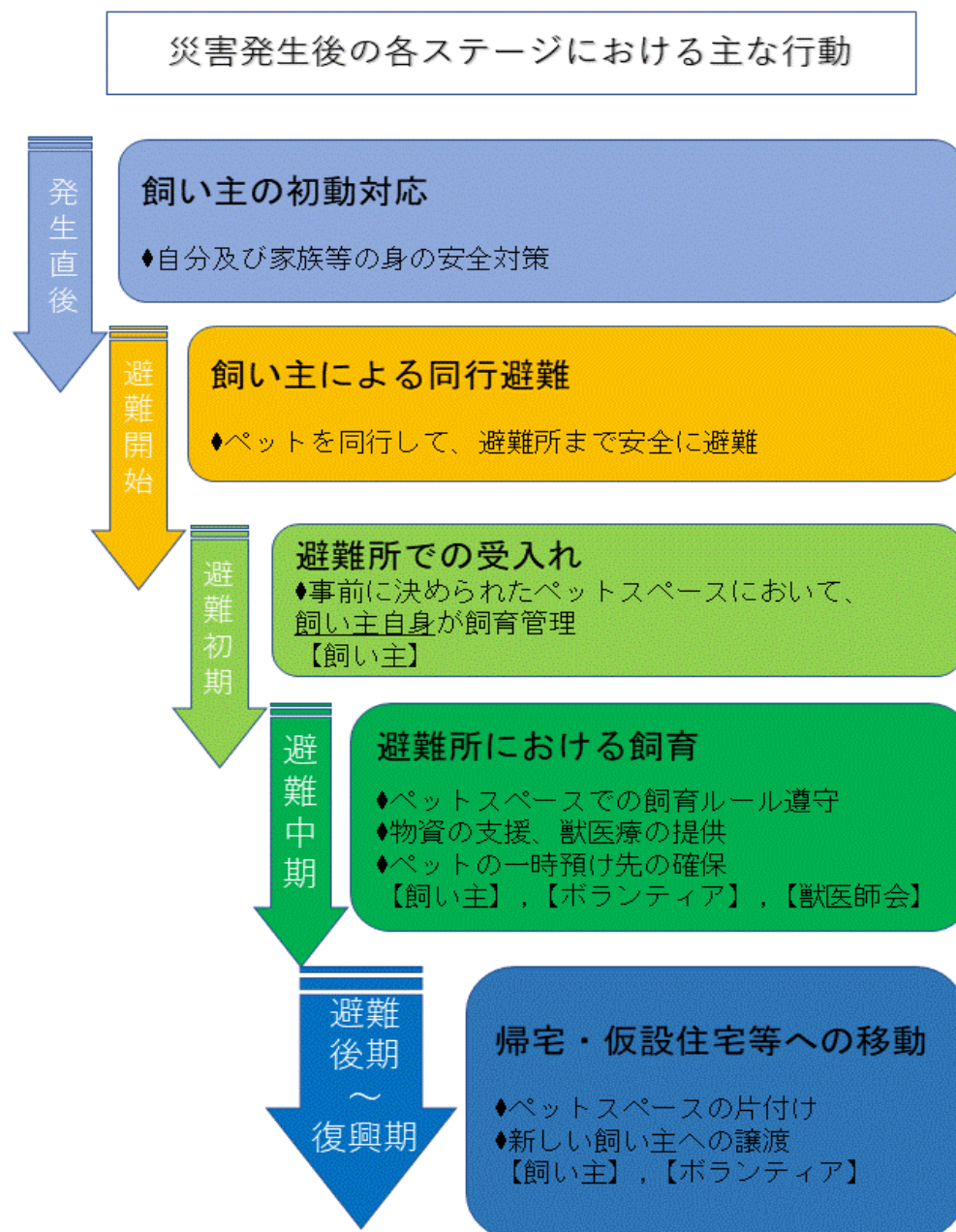
動物愛護推進員やボランティア等は、自治体等が行う防災訓練に参加することで、関係機関や団体等との連携を図り、飼い主に対しても避難所等でのペットの管理や健康問題、日頃からの準備等について専門的な助言を行う。

3 災害に備えた準備

動物愛護推進員やボランティア等が災害発生時に役割を果たすためには、先ず自らの安全と生活基盤の確保が大切である。そのため、日頃から災害への準備を整え、災害発生時に迅速かつ的確に救護活動等が行える体制を整える。

第3章 災害発生時の活動

被災動物救護活動において、県、市町村、関係機関、飼い主が対応すべき行動を、発生直後、避難開始、避難初期、避難中期、避難後期～復興期の各ステージに分けて記載する。



I 発生直後

1 飼い主の役割

急性救急期（災害発生後から2日）は、組織的な救護活動はほとんど行えない状況が想定される。災害時においてペットを守るのは飼い主自身であることから、まずは飼い主自身が安全を確保した上で、ペットの安全確保に取り組む。

また、突然の災害でペットがパニックになり、平常時と異なる行動をとる可能性があるため、ペットを落ち着かせ、逸走やケガ等を防止することが大切である。

II 避難開始

1 飼い主による同行避難・同伴避難

飼い主は、様々な媒体から正確な情報を得ることで、自宅や地域の状況等を確認し、避難するか自宅にとどまるか判断する。ペットと同行避難する場合は、平常時に確認しておいた同伴避難可能な避難所とし、飼い主は自身の安全が確保されていることを確認した上でペットをケージ等に入れるなどの対策の上、避難する。

避難中のペットの飼養については、避難所だけでなく、テントや車等で飼育する場合も考えられる。この場合、エコノミークラス症候群や熱中症への対策等も必要となる。

また、事前に親戚や知人宅など一時預け先を確保しておくことも重要である。特に大型犬や飼養管理の難しい動物等は避難所等では管理できない可能性が高い。

2 避難所の設置

市町村又は自治会等は地域防災計画に基づき、避難所を開設する。

避難所の開設に伴い、各自治体の避難所運営マニュアルやスターターキット（参資料2）等に従い、ペット飼

養スペースの確保及び同行避難者の誘導等を行う。同伴避難が不可能な避難所においては、同伴避難可能な避難所への案内や大型犬等受入れ不可の表示などを行うことで混乱を防止する。

3 救護本部の設置

県は別途定める設置要綱第13条に基づき救護本部を設置する。

III 避難初期

概ね発生直後から3日程度を想定している。

1 飼い主

(1) 飼い主による飼養管理

飼い主はペットと一緒に同行避難した後、自宅損壊等が無く帰宅可能な場合は、原則、在宅避難をする。

しかしながら、自宅損壊等により在宅避難ができず、避難所での共同生活を余儀なくされた場合、あらかじめ把握していたペットの受入れ可能な避難所の事前に決められたペットスペースにおいて、飼い主自身が避難所の飼育ルールに従い飼養管理を行

うことが原則となる。

また、避難所では、様々な人が共同生活しているため、ペットに起因したトラブルが発生しないよう、飼い主は適正な飼養管理に努めることが重要となる。

(2) 避難所での飼育ルール

ア 飼い主の届出

ペットの飼養管理は、飼い主が全責任を負うことが原則である。

避難所において、ペットの適正な飼育と円滑な運営のため、飼い主は同行避難時に避難所の受付でペットに関する届出をしなければならない。

イ 所有者明示措置の確認

個体識別ができるように名札等を装着する。

ウ ペットスペースの受入れ・運営・管理

避難所では避難所の責任者等の指示に従い、届出を行い、手続きが完了した後、初めてペットスペースでの飼育が可能となる。ペットスペースでは、できるだけ飼い主がケージ等を用意し、飼育にあたる。ケージ等が用意できなかった場合には、ケージ等が供給されるまでの間はリードや首輪の強度を確認し、周囲の安全性を確認し、避難所の責任者等の許可を受けた上で係留する。ペットスペースが直射日光、雨等がしのげないような場所である場合は、避難所の責任者等の許可を受けた上で、必要に応じてテント等の専用設備を設ける。

(3) ペットが逸走した場合の届出

突然の災害で驚いたり、避難生活中にリードや首輪がとれてペットが逸走した場合は、管轄の保健所及び避難所運営者等への届出及び避難所での掲示を行う。この場合、飼い主の氏名、連絡先及びペットの動物種、雌雄の別、毛色、首輪の色、マイクロチップ等の情報（写真等があると良い。）を届出・掲示するものとする。

2 市町村

(1) 避難所との連絡調整

市町村は、避難所と連絡調整を密に行い、現地対策本部等に対して支援物資や獣医療等の要請を行う。また、各避難所で起こっているペット等の諸問題について、聞き取り等を行い、解決への指導や助言を行うとともに避難所のペットスペースでの飼育ルールの制定や改訂を行う。現地対策本部や救護本部は必要に応じて、市町村に対して解決への助言や支援を行う。

(2) 避難飼い主との連絡調整

自宅や車両等に避難している飼い主等からの要望等の聞き取り及び現地対策本部等への連絡調整を行う。

(3) 避難所の運営責任者等

避難所において、ペットの適正な飼育と円滑な運営を図るためには、ペットを伴った避難者を迅速かつ的確に把握することが重要である。

ペットを避難所等に受け入れる際は、その動物の情報に関する届出を実施しなければならない。このため、避難所の運営責任者は、避難所運営マニュアル等に基づき、ペットスペースでの受入れや運営及び飼育ルールの設定等を行い、飼い主に対しルー

ルに従った飼養管理をお願いする。また、必要な物品等については、市町村担当者等を通して、現地対策本部等に要請する。

【届出内容】

- ・飼い主の住所、氏名、連絡先、避難所内での居場所等
- ・ペットの種類、数、特徴（性別・体格・毛色、マイクロチップ番号）
- ・狂犬病予防法に基づく登録及び注射の有無及び番号等
- ・その他（ワクチン・不妊去勢の有無等）

(4) その他、被災ペット救護に必要な体制の整備

大規模災害時には、動物の一時預かりや収容を行う動物救護施設が必要となるため、県や獣医師会が主体となって設置場所の確保に努めるが、必要に応じて候補地の選定や、土地の提供等に協力する。

3 県

救護本部を設置し、実施要領に定める下部組織に次の業務が行えるよう調整する。

(1) 総務（宮崎県福祉保健部衛生管理課・宮崎県動物愛護センター）

総務班は、主に救護本部業務のとりまとめ、県災害対策本部との連絡調整及び国や県外関係機関との連絡調整を行うものとする。

- ア 救護本部の統括業務
- イ 宮崎県災害対策本部との連絡調整
- ウ 環境省・政策連合幹事県等県外関係機関との連絡調整
- エ 対象地域の指定及び解除に関する業務等
- オ 仮設動物救護施設の建設等
- カ 啓発及びマスコミ対応
- キ その他、救護本部の補助業務

(2) 管理（宮崎県動物愛護センター）

現地対策本部や県内関係機関との連絡調整や支援物資の受け入れや配布、さらに被災動物の救護等、救護本部が行う県内の事業の中枢を担う。

- ア 救護本部と現地対策本部及び市町村との連絡調整等
- イ 救護本部構成団体等関係機関及び団体との連絡調整
- ウ ペットの被災状況等の確認
- エ ペット災害支援協議会への物資等の支援要請
- オ 支援物品等の受入れ及び配布等の調整
- カ ボランティアの受入れ及び派遣調整等
- キ 備蓄品等の管理
- ク 被災ペットの受入れなど宮崎県獣医師会との連携調整等
- ケ 義援金・寄付金等に関する広報媒体（ホームページ等）の立ち上げ
- コ その他被災ペット救護活動に必要な業務

(3) 現地対策本部（管轄保健所）

現地対策本部は、被災地を管轄する保健所等毎に設置され、被災動物の保護・救護や管轄市町村や避難所からの要望等に対応する。

- ア 避難所等と救護本部との連絡調整等
- イ 特定動物の飼養状況等把握
- ウ 地域獣医師会との連携・調整等
- エ 管内市町村との連携・調整等
- オ ペットの同行避難者や飼育困難者等への対応
- カ ペットの保護及び動物救護施設の管理等
- キ 避難所等でのボランティア必要数の把握及び愛護センターとの派遣調整
- ク その他被災ペット救護活動に必要な業務（救護本部からの物資の受入れ及び市町村への物資の借用を含む）

4 獣医師会

県との「災害時における愛護動物の救護に関する協定」及び「宮崎県獣医師会災害動物救護対策要領」に基づき、県、市町村等と連携し、被災ペットの保護・救護活動や獣医療の提供等を行う。

（１）医薬品等の整備

日本獣医師会等を通して、被災ペットの救護に必要な医薬品等を要請する。

（２）被災動物の救護体制

救護本部の要請により、被災ペットの救護活動を行うため、県内 VMAT 等動物医療班の編成を行い、避難所や一時保護施設等での被災ペットの救護及び獣医療の提供を行う。

（３）一時保護施設等の運営

獣医師会支部長を通して、会員動物病院による避難所や飼い主が見つからない被災動物の一時的な預かり体制を整備する。

（４）県内外 VMAT への要請

ペットの救護活動を行うため、必要に応じて、県内外 VMAT 等動物医療班の動員要請を行う。

5 公衆衛生センター

（１）救済基金の管理

救済基金の受入れ及び歳出入管理を行う。

（２）現地対策本部運営の補助

各現地対策本部の運営補助業務等を行う。

6 動物愛護推進員・ボランティア等

動物愛護推進員やボランティア等は、災害発生時は、まず自分及び家族等の安全を確保した後、避難所等でのペットスペースの運営や避難所以外の場所に同行避難している飼い主等への助言やサポートを行う。また、現地対策本部による支援や獣医師会等による一時預かり等が始まった場合には、その支援とサポートを行う。

IV 避難中期(救護活動時期)

初動要員の確保や状況把握を中心とする初動時期の活動に引き続き、必要な物資の調達・準備、避難所の運営、被災動物の保護、一時預かりなど救護活動を本格化させる時期である。同行避難者は、避難所に到着後、決められた場所で飼い主自身が飼養管理を行うことが原則であり、避難所の責任者等はペットに起因したトラブルが発生しないよう適正飼養を支援する。

1 飼い主

避難生活が長期化するにつれて、人も動物も大きなストレスを感じる。

ペットの飼養管理は、飼い主が全責任を負うことが原則である。避難生活が長期化するほど些細なことがトラブルに発展する場合がある。このため、避難期間中、親戚や知人などペットの一時預かり先を探すことも問題解決となる可能性が高い。

(1) 避難所での飼養管理

避難所でのペットスペースの運営・管理は、限られた飼い主だけでなく、ペットスペースを利用する全員で行わなければならない。また、避難所では人もペットも大きなストレスを抱えており、そのストレスを少しでも緩和するために決められたルールに従わなければならない。

さらに、避難生活が長期化すると、避難当初に決定したルールが現状に合わず、ルールの改訂が必要な場合もある。この場合はペットスペースを使用する人と協議して決定し、その内容について再度周知徹底を行う。

(2) ペットが逸走した場合の届出

避難生活中にリードや首輪がとれてペットが逸走した場合は、管轄の保健所及び避難所運営者等への届出及び避難所での掲示を行う。

2 市町村(避難所等の責任者等)

(1) 救援物資の募集・配布

避難生活が長くなると、飼い主が事前に準備していたペット用の物資等もなくなることが想定される。このため、市町村担当者は、避難所への同行避難、同伴避難者を始めとした様々な状況の飼い主に対して、必要とする救援物資の要望の聞き取りを行い、配布の方法を決定する必要がある。また、そのことを避難所の掲示板等様々な方法で飼い主に解るよう情報発信を行う。

(2) 避難所での飼育ルールの設定及び情報発信

平常時に作成した各市町村の避難所運営マニュアル等において、避難所でのペットスペースの運営方法を決定しているが、避難生活が長くなるにつれ、飼育方法やルールを変更する必要がある場合がある。

避難所の責任者等は、飼育方法やルールを変更する場合は、飼い主だけでなく避難者や関係者の意見を聞き、変更した場合は、その旨を避難者及び関係者に周知する。

【飼育ルール例】

ア 指定されたペットスペース及び方法（ケージに入れる。リード等でつなぐ場合のルール等）

- イ ペットスペースの管理責任（飼い主が責任を持って清掃・消毒等を行う。）
- ウ ペットに対する苦情への対応や危害防止に努める
- エ 糞尿等排泄物の処理方法
- オ 給餌は決められた時間に行い、その都度片付ける
- カ ノミ・ダニの駆除
- キ 運動やブラッシング（毛の飛散防止に注意）は屋外で実施し、抜け毛を放置しない
- ク 迷子札の装着（犬は鑑札・注射済票）及びケージ等に飼い主の名前及び連絡先等の掲示
- ケ ペットスペースからペットを移動させた場合は、避難所責任者等へ報告する

3 県

救護本部は、適宜支援活動を行う。また、被災ペット保護状況等を鑑み、県内の動物救護施設だけでは一時保護・救護が難しいと判断した場合は、環境省の他、九山応援協定に基づき九州各県や九州動物福祉協会等に応援を求める。

必要に応じて、ペット同行避難者支援や避難所運営支援のため避難所に動物愛護推進員やボランティアを派遣する。

4 獣医師会

（1）小動物病院でのペット一時預かり所の設置

獣医師会は被災状況に応じ、小動物病院等において一時預かり所等を設置する。設置した場合、救護本部を通して、現地対策本部や市町村や避難所等へ情報を伝達する。

なお、保護・管理の依頼を受ける場合は、飼い主等に以下の項目について承諾を得るものとする。

ア 保護・管理の期間は原則 2 週間以内とする。

イ 保護・管理が 2 週間を超えて必要となる場合は、地域支部が窓口となり獣医師会及び救護本部を通じて動物愛護団体等ボランティアへ依頼する。

ウ 保護・管理の依頼を受ける場合は、ワクチン等の接種の有無を確認し、接種の必要がある場合は、原則としてワクチン接種をした上で保護・管理を行う。

エ その他、保護・管理に必要なことを飼い主等と誓約書で取り決めて預かるものとする。

（2）負傷動物の救護等

獣医師会及び宮崎 VMAT は、県外 VMAT から業務を引き継ぐ。必要に応じて、日本獣医師会等に応援を要請する。

なお、救護活動に要した医薬品等の費用は、支援物資等の利用も試みるが、原則として当該ペットの飼い主に負担を求めるものとする。

また、現地対策本部や保健所等で収容した被災ペットについても支援するものとする。

（3）健康相談

避難生活は、人もペットも大きなストレスを感じる。ペットもストレスで免疫力が低下することもあり、体調を崩しやすくなる。また、かかりつけの動物病院が被災して診察ができないこともある。

このため獣医師会は、避難所等決められた場所に「ペットの健康相談コーナー」を設け、飼い主等からの相談を受ける。

県獣医師会は、必要に応じて日本獣医師会や近隣県獣医師会及び獣医学科を有する大学等から支援を受ける。

5 動物愛護推進員・ボランティア等

(1) 避難所でのペットスペースの運営・管理のサポート

避難所での運営において、担当する職員は動物の取扱いに不慣れな人も多いため、動物の取扱い等の経験が豊富な動物愛護推進員や動物愛護団体等のボランティアによるペットスペース等での運営サポート、飼い主への飼養管理サポート等は、避難中のペット等のストレス緩和を行う上で必要不可欠な支援である。

(2) 被災ペット一時預かりのサポート

被災ペットの一時預かりを行うには、収容動物の保護・管理など、多くの人手が必要である。このため、保護・管理へのボランティア等の支援が必要不可欠となる。

また、獣医師会の保護期間が原則2週間以内となっており、それ以降も保護が必要な場合等について、動物愛護推進員や動物愛護団体等のボランティアにサポートをお願いすることになる。

(3) 被災動物の救護及び譲渡支援

突然の災害では、ペットがパニックになって逸走することがある。このような場合は現地対策本部が中心となって逸走したペットの収容にあたるが、保護にあたる人員が不足し、十分に活動できないことも想定されるため、動物の取扱い等の経験が豊富な動物愛護推進員や動物愛護団体等のボランティアの手伝いが必要不可欠である。

また、避難生活が長期化することにより、同伴避難等が困難になったり、ペットや飼い主のストレスが溜まってしまうことも考えられる。このような場合は、親戚や友人等にペットを一時預かってもらうのが良いが、それが不可能な場合に動物愛護推進員や動物愛護団体等のボランティアが一時預かりをサポートしたり、新たな譲渡先を探す手助けを行うことも想定される。

V 避難後期～復興時期

被災地における復興が活発となり、復興計画も具体的に始まり、動物救護活動も仮設住宅や、動物愛護センター、動物救護施設で保護されている被災ペットの処遇等を決定する時期となる。

1 仮設住宅入居飼い主への支援

現地対策本部は、市町村等を通して、ペット同伴が可能な仮設住宅等へ入居する飼い主に対し、住宅の他の入居者に鳴き声や臭い、衛生害虫等の迷惑をかけないように、適正飼養を指導するとともに、飼い主からの相談に応じる。

2 動物救護施設等に収容する動物の取扱い

動物救護施設や獣医師会及びボランティア等が一時保管している被災ペットで、一定期間以上飼い主が判明しないものについては、現地対策本部の動物愛護管理員等が譲渡判定を行い、適合するものについては新たな飼い主に譲渡する。

また、救護本部及び現地対策本部は、譲渡を推進するためにインターネット等を通して広く飼い主を探すものとする。

3 動物救護施設の閉鎖

救護本部は、収容動物の頭数を見極め、ボランティア、関係市町村と協議を進めながら、動物救護施設の閉鎖の時期を検討する。また、動物救護施設で使用した器具・機材の処分の方法を検討する。

VI 終息

被災地の社会活動等の再開状況を勘案しながら、救護本部を解散する。この時、動物救護施設の閉鎖や残された動物の処分（返還、譲渡含む）、借用物品の取扱い、残余金の整理等の方針を決定しておく。その後、他の自治体や地方獣医師会が参考とできるような活動記録を作成する。

1 救護本部及び現地対策本部の解散や動物救護施設の閉鎖

救護本部及び現地対策本部等の解散や動物救護施設について、被災や保護依頼の状況や住民の住居環境の整備状況、飼い主への返還・譲渡の状況等を総合的に勘案して閉鎖する。

2 残された動物の処分について

通常の業務と同様に返還・譲渡を行う。負傷や疾患等、何らかの事情により譲渡できない動物はやむを得ず、殺処分（安楽死）の措置をとることもある。

3 借用した物品や残留物資の取り扱いについて

原則、返還するものとし、返還先は各現地対策本部とする。

4 被災ペット救護の目的で寄付された義援金の残余分について

救護本部は、関係機関と協議して、義援金の残余分の取扱いを決定する。

5 対応の評価とマニュアルの見直し等

救護本部解散後、1年以内に衛生管理課主催で事例検討会を実施し、活動の改善点等を検討するとともに、その記録を作成する。

第4章 その他

I 緊急連絡体制

組織	電話番号	住所	役割
宮崎県衛生管理課	TEL 0985-26-7076 TEL 0985-26-7077 FAX 0985-26-7347	(880-8501) 宮崎市橘通東2丁目10-1	宮崎県動物救護本部を設置し、情報の集約や組織間の連絡を行う。
宮崎県動物救護対策本部	衛生管理課と兼ねる。		各組織から情報を集約し、組織間の連絡を行う。
みやざき動物愛護センター(宮崎県)	TEL 0985-84-2600 FAX 0985-84-2577	(889-1601) 宮崎市清武町木原 4543-8	各保健所(現地対策本部)の情報集約を行い、県救護本部へ連絡する。 物資や人の配置を行う。
みやざき動物愛護センター(宮崎市)	TEL 0985-85-6011 FAX 0985-85-6022		
日南保健所	TEL 0987-23-3141 FAX 0987-23-3014	(889-2536) 日南市吾田西 1-5-10	現地対策本部となる。 管轄地域の市町村と連絡を取り合い、被災動物の避難状況等を把握、みやざき動物愛護センターへ連絡する。
都城保健所	TEL 0986-23-4504 FAX 0986-23-0551	(885-0012) 都城市上川東 3-14-3	
小林保健所	TEL 0984-23-3118 FAX 0984-23-3119	(886-0003) 小林市堤 3020-13	

高鍋保健所	TEL 0983-22-1330 FAX 0983-23-5139	(884-0004) 児湯郡高鍋町大字蚊口浦 5120-1	
日向保健所	TEL 0982-52-5101 FAX 0982-52-5104	(883-0041) 日向市北町 2-16	
延岡保健所	TEL 0982-33-5373 FAX 0982-33-5375	(882-0803) 延岡市大貫町 1 丁目 2840	
高千穂保健所	TEL 0982-72-2168 FAX 0982-72-4867	(882-1101) 西臼杵郡高千穂町大字三田 井 1086-1	
現地対策本部	各保健所が兼ねる		各動物救護施設の状況を把握・支援し、動物愛護センターに報告・連絡する。
動物救護施設	各施設にリーダーをおき、連絡は現地対策本部に集約する		現地対策本部と連絡する。被災動物の管理を行う。
宮崎市 (宮崎市動物愛護センター)	TEL 0985-85-6011 FAX 0985-85-6022		当該地域の被災情報等を収集するとともに、避難所に被災動物保護施設を設置。避難所の状況を把握し、管轄保健所に報告・連絡する。

国富町 (町民生活課)	TEL 0985-75-3834 FAX 0985-75-7903		
綾町 (町民生活課)	TEL 0985-77-3465 FAX 0985-77-2094		
日南市 (地域自治課)	TEL 0987-31-1176 FAX 0987-23-4391		
串間市 (市民生活課)	TEL 0987-72-1111 FAX 0987-72-6727		
都城市 (環境政策課)	TEL 0986-23-2130 FAX 0986-23-2641		
三股町 (環境水道課)	TEL 0986-52-9082 FAX 0986-52-9761		
小林市 (生活環境課)	TEL 0984-23-8122 FAX 0984-23-0223		
高原町 (環境保全課)	TEL 0984-42-1067 FAX 0984-42-4623		

えびの市 (市民環境課)	TEL 0984-35-3731 FAX 0984-25-4000		
西都市 (生活環境課)	TEL 0983-43-3485 FAX 0983-43-4865		
高鍋町 (町民生活課)	TEL 0983-26-2017 FAX 0983-23-6303		
新富町 (都市建設課)	TEL 0983-33-6072 FAX 0983-33-4862		
木城町 (町民課)	TEL 0983-32-4736 FAX 0983-32-3440		
川南町 (環境課)	TEL 0983-27-8010 FAX 0983-27-5555		
都農町 (住民課)	TEL 0983-25-5713 FAX 0983-21-2017		
西米良村 (村民課)	TEL 0983-36-1111 FAX 0983-36-1207		

日向市 (市民課)	TEL 0982-66-1018 FAX 0982-53-1131		
門川町 (環境水道課)	TEL 0982-63-1140 FAX 0982-63-1356		
美郷町 (町民生活課)	TEL 0982-66-3604 FAX 0982-66-3137		
諸塚村 (住民福祉課)	TEL 0982-65-1119 FAX 0982-65-0032		
椎葉村 (税務住民課)	TEL 0982-67-3205 FAX 0982-67-2825		
延岡市 (生活環境課)	TEL 0982-22-7001 FAX 0982-31-5515		
高千穂町 (町民生活課)	TEL 0982-73-1203 FAX 0982-73-1221		
日之影町 (町民福祉課)	TEL 0982-87-3802 FAX 0982-87-3811		

五ヶ瀬町 (町民課)	TEL 0982-82-1704 FAX 0982-82-1721		
一般社団法人 宮崎県獣医師会	TEL 0985-24-7532 FAX 0985-24-5995	(880-0806) 宮崎市広島町 1 丁目 13-10	宮崎県獣医師会は、各支部を通じて、被災地域の動物病院の状況及び県内の動物病院の受け入れ可能状況等の情報収集をするとともに、負傷動物の治療等について連絡を行う。
九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定	山口県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 鹿児島県 沖縄県		
宮崎県警	TEL 0985-31-0110		
ペット災害支援協議会	TEL 045-620-3775 FAX 045-620-3779	(221-0835) 横浜市神奈川区鶴屋町 3-32-15	
(一財)宮崎県公衆衛生センター	TEL 0985-24-7400 FAX 0985-24-8588	(880-0032) 宮崎市霧島 1 丁目 1-2	

参考資料

- ・宮崎県地域防災計画
- ・災害時における愛護動物の救護に関する協定書(平成 26 年4月9日締結)
- ・九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定(平成 25 年 10 月 22 日締結)
- ・宮崎県動物救護本部設置要綱(令和2年4月1日施行)
- ・宮崎県動物救護本部実施要領(令和2年4月1日施行)

Ⅱ 参考資料1 (ペットと一緒に 災害対策と避難(宮崎県作成))

飼養場所の防災対策

飼養場所が安全かの点検が大切です。

- ☐ 家具の固定
- ☐ 飼養場所の周囲の安全性
- ☐ ガラスの飛散防止対策や補強

防災用品の準備

動物用の防災用品

- ☐ リード ☐ 首輪
- ☐ 食器
- ☐ 5～7日分のペットフード
- ☐ 5～7日分の水
- ☐ キャリーバック
- ☐ ベットシート
- ☐ ゴミ袋、ビニール袋
- ☐ タオル
- ☐ 常備薬、療法食
- ☐ 毛布、バスタオル
- ☐ 手入れ用品

安全確保と同行避難

災害が発生したらまず、自分の身の安全を確保し、落ち着いてから自分とペットの安全を守りましょう。

情報を集めて避難所への避難が必要かを判断する。

犬はリードか胴輪を付ける。

猫や小型犬はケージかキャリーバックに入れる。

災害発生時のフロー

飼い主の安全確保

ペットと一緒に → ペットと離れ離れ

ペットの安全確保 → 自宅に戻れるか判断

避難の判断

- 危険がない → 自宅待機
- 危険がある → ペットと同行避難
- 帰宅できない → 飼い主のみ避難 → 可能であれば知人等にペットの保護を依頼

普段からしておくこと

- ☐ 健康管理としつけ (ケージに慣れる・無駄吠え・排泄の仕方)
- ☐ 地域でのコミュニケーション
- ☐ 玄関先に犬猫在住ステッカー
- ☐ 防災グッズを試しておく
- ☐ ノミ・ダニの駆除
- ☐ ワクチンの接種
- ☐ 家族との連絡方法
- ☐ 避難訓練への参加

所有者明示

動物と離れ離れになった時に所有者明示があることで、飼い主の元に戻ることが出来ます。

- ☐ 鑑札や狂犬病予防注射済票 (犬のみ)
- ☐ 迷子札 (飼い主の氏名、連絡先、住所等を記載)
- ☐ マイクロチップ

「スターターキット」という取組み

災害が発生した場合、また未然に災害発生が想定される場合、各自治体では速やかに避難所が開設されます。しかし、開設直後の避難所には担当職員や避難所運営者がすぐに来られるとは限りません。

そこで、避難所に最初に到着された方が速やかに受入れ体制を整えられるよう、初動の **指示書**(ミッションカード) と **物資** をとりまとめた「**スターターキット**」を避難所に備えておく取組みが注目されています。

ここでは、**ペットを連れた避難者向けのスターターキット**を紹介します。



【資料提供：NPO 法人アナイス】

特 徴

スターターキットは ①指示書、②物資、③関係書類 に大別され、これらを **プラスチックケースにまとめて**入れて避難所に保管しておきます。

①指示書



- 指示書1枚が1つのミッションとなります。
- イラストを使って誰が読んでも理解できる指示を記載しておきます。
- ミッションを1つずつクリアすることで飼い主でも準備が進められるようになっています。

②物 資



- ミッションを進めるために必要な物資を入れておきます。
例) ブルーシート、養生テープ、軍手、カッター、筆記用具、ゴミ袋、など
- 多くは100円ショップ等で入手可能なものです。

③関係書類

避難動物一覧表

ペット飼育スペースに動物を入室・入室させる際は、必ず記入してください。

No.	入室 日	退室 日	飼い主氏名	ペット名	品種	性別	毛色・特徴	避難前住所 飼主住所	備考
1	3/1	3/15	新田太郎	こたろう	トイプードル	♂	白、青目	東校舎1階 2-3	
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

- ペット専用の受付名簿、飼い主向け配布物、各種掲示物、関係機関の連絡先、ケージに貼るネームプレート、運営本部のルールなどを入れておきます。

ある避難所の指示書(ミッションカード)の一覧

No	ミッションの内容
1	同行したペットの仮置き場を設置しましょう。
2	学校入口にペットの仮置き場への案内表示を貼りましょう。
3	犬の飼育スペースを設置しましょう。
4	猫の飼育スペースを設置しましょう。
5	同行避難ペットの受付を設置しましょう。
6	ペットの受け入れを開始しましょう。
7	避難してきたペットに迷子札を着けましょう。
8	ペット関連掲示板を設置しましょう。
9	ペットの排泄物の廃棄方法と廃棄場所を決め、案内しましょう。
10	ペットに関する注意書きのポスターを掲示しましょう。
11	飼い主を集めてルール確認をしましょう。

指示書の例

ミッションカード No.1

ペット同行避難者どうし、声をかけ、協力して作業を進めてください。
同行したペットを仮に置く場所を決め、作業の間、管理する役割の人に居てもらってペットのそばにこのカードを掲示しておきます。

※作業が終わったら、このミッションカードは、「ミッション終了」と書いてあるビニール袋に入れて、次のミッションに進みます。ミッションカードNo.は飛んでも構いません。

ミッションカード No.4

猫の飼育スペースを設置します。

避難所担当者に了解を得たうえで、東校舎突き当りの階段下にブルーシートを敷き、猫の飼育スペースとします。

付近に準備してある

※作業が終わったら、このミッション「ミッション終了」と書いてあるビニール袋に入れて、次のミッションに進みます。ミッションカードNo.は飛んでも構いません。未終了の場合は、「未終了」と書いてあるビニール袋に入れて、ミッションを継続します。

ミッションカード No.5

ペット飼育受付を設置します。

使用できる机(1台)や椅子(2脚)を借りてきてペットの仮置き場のそばに配置し、必要資材を並べ、掲示物を貼ります。

※作業が終わったら、このミッションカードは、「ミッション終了」と書いてあるビニール袋に入れて、次のミッションに進みます。ミッションカードNo.は飛んでも構いません。未終了の場合は、「未終了」と書いてあるビニール袋に入れて、ミッションを継続します。

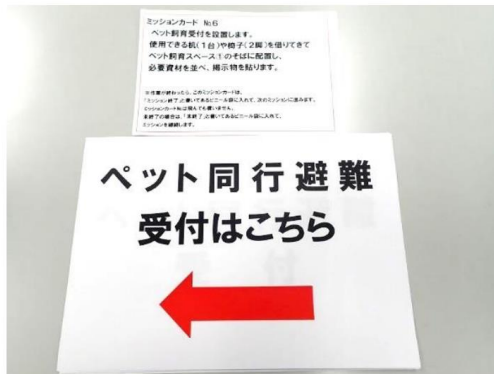
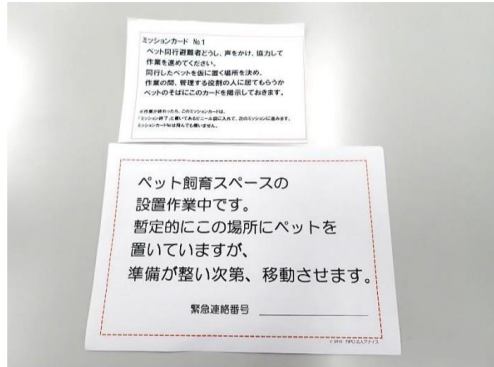
スターターキットの内容

避難所に到着した飼い主様へ

このスターターキットをあけた方は、
上から順番にカードの指示に従ってください。
ペットの受け入れ準備が開始されます。

ペット飼育スペースをいち早く設置することで、
避難所内の混乱を防ぐことができます。

他の飼い主にも声をかけ、みんなで協力していきま
しょう。



避難所でのペット飼育管理ルール

- ◆ 避難所での暮らしは、限られたスペースでの共同生活であり、ペットの飼い主と飼育していない人のお互いの理解が必要です。
- ◆ 動物が苦手な人やアレルギーを持っている人のことを配慮し、人と動物が少しでも気持ちよく過ごせるように次のことを守ってください。

- 1 ペットは決められた場所でもリード付けたケージなどに入れるか、放れないようにリードにつないで飼ってください。
また、人の居室には絶対に入れないでください。
- 2 ペットには、飼い主の氏名と連絡先を書いた迷子札など、身元が分かるものを首にかけてください。
また、ムダ吠えを防ぐためケージを段ボールや毛布等で覆ってください。

ペット飼育スペース

事故防止のため
飼い主以外無断立ち入り禁止
ご用の方は _____ まで。

・散歩

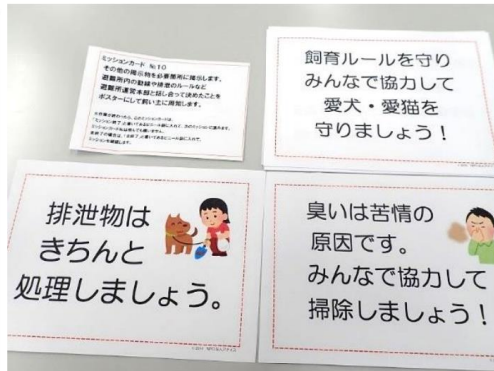
と
まったり、虫などが寄っ
てくるので、気を
ください。
ふいよう配慮してくだ
さい。

- 8 ペットが原因となる苦情や危害が発生
他の避難者との間でトラブルが生じた
てください。
- 9 ペットの飼い主向けの掲示板を毎日確
10 退所時は使った場所をきれいに清掃



おねがい！
きけん！

ここに、はいらないでね！



ネームプレート No. _____	
動物名・種類	_____
毛色・特徴	_____
年齢・性別	_____ 歳 オス メス 不妊去勢済
飼い主氏名	_____
飼い主居室	_____
携帯電話（任意）	_____
性格・注意事項	_____

【資料提供：NPO 法人アニスイス】

スターターキット内 物資 の一例

	品 名		サイズ等	使い方など
	プラスチックケース			以下の物資を保管するケース
1	ビニールシート		大	ペット飼育スペース養生用
2			中	(風雨避け、視線コントロール、など)
3			小	ケージカバー用
4	遮光ネット			日よけ
5	ビニールテープ			応急係留、立ち入り制限、シート掛け、など
6	ガムテープ			ネーム、掲示物、など
7	養生テープ			ネーム、掲示物、など
8	両面テープ			ケージ、シート補強、など
9	セロテープ (OPPテープ)			受付用文具、など
10	筆記用具	ボールペン	黒	
11			赤	
12		マジックペン	黒	
13			赤	
14		ネームペン	黒	
15			赤	
16	ステープラ (ホチキス)	本体		
17		針		
18	ダブルクリップ			
19	クリアホルダー			
20	クリップボード			
21	ハサミ			
22	カッター		大	
23			小	
24	白紙用紙			
25	洗濯バサミ			ケージカバー留め、など
26	プラスチック容器		大	応急食器、など
27			中	
28			小	
29	紙容器		深型	応急食器 (誤食対応のため紙製)
30			浅型	
31	スプーン			缶詰が支給された場合
32	アルミホイール			食品保管用
33	ビニールラップ			食品保管用
34	ビニール袋		大	ゴミ処理、寒さ対策、など
35			小	排泄物処理、など
36			チャック式	フードの支給、など
37	手袋	使い捨て用		清掃
38		ゴム製		洗浄
39		革製		咬傷事故防止
40	バケツ			清掃
41	ほうき			清掃
42	チリトリ			清掃
43	塩素系漂白剤			消毒 (排泄物除去後、ケージ、など)
44	霧吹き口		ペットボトル用	消毒
45	雑巾			清掃
46	タオル			清掃
47	粘着ローラー	本体		居住区対応
48		替えテープ		
49	ペーパータオル			清掃

【資料提供 : NPO 法人アナイス】